nite NITE CMC レター

No.14 2011年10月

Chemical Management Center

CONTENTS

[あいさつ]

NITE化学物質管理センター所長の就任に 当たって

・化学物質管理センター所長 村越 正毅

[特集・1]

「NITE化学物質管理センターの国際的な取り 組み」

・アジア諸国の化学物質管理に関する調査 と当センターの国際貢献3 化学物質管理センター 情報業務課

[特集・2]

「化学物質管理制度における新たな取組につ いて」

- ・化学物質審査規制法における平成22年 度スクリーニング評価結果 4 化学物質管理センター リスク評価課
- ・PRTR届出新様式への二次元コードの導入6

化学物質管理センター リスク管理課

[NITE化学物質管理センターからのお知らせ]

- ・欧州化学品庁との協力文書(Statement of Intent) への署名をしました 8
- ・NITE化学物質管理センター成果発表会

NITEは今年度より、第三期中期目標期間がスタートし、目標を「社会的 リスクの低減と持続可能な経済発展に貢献する」こととしています。化学 物質管理センターも、化学物質の人の健康や環境に影響するリスクの低減 を目標として、科学的知見に基づく技術基盤の整備、情報の集約と発信に 努めて参ります。

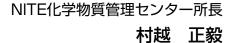
また、平成23年7月1日付けで当センターの所長が辻信一から村越正毅に 交代しました。新所長の村越より就任当たりご挨拶をさせていただきます。



に大阪会場で「NITE化 学物質管理センター成 果発表会 2011」を開 催しました。(8ページ 参照)

[あいさつ]

化学物質管理センター所長の就任に当たって





平成23年7月1日付けで、化学物質管理センターの所長に就任いたしました。CMCレターをご愛読いただいている皆様におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

暫く振りで化学物質の管理に関わる仕事に着任し、まず感じましたことは、化学物質を使用する現場において、化学物質のリスク評価とそれに基づく管理が思いのほか普及していないことでした。

化学物質排出把握管理法の施行にかかわっていた当時は、化学物質を使用する企業と国民とのリスクコミュニケーションにおいて、PRTR制度で得られたデータ等を用いたリスク評価が活用され、リスク評価を行わずには製造現場等での化学物質の使用がままならない状況が訪れるのではないかと想像していましたが、リスク評価が国民の生活に受け入れられるためには、更なる努力が必要であることを認識したところです。

その矢先、経済産業省で開催されました化学物質審議会において、複数の委員の方から化学物質のリスク評価を行うことのできる人材が不足しており、その育成が重要であるとのご意見をお聞きし、人材育成が大きな課題となっていることを再認識した次第です。

しかしながら一方で、昨年4月には、改正化学物質審査規制法が施行され、これまでのハザードベースでの化学物質の管理からリスクベースでの管理へと規制体系が変更されたことにより、化学物質のリスク評価は国民の生活において不可欠なものとなっています。また、国際的に見てもWSSDの2020年目標達成に向けて、化学物質のリスク評価は各国の重要な施策となっています。このため、企業においても化学物質のリスク評価を担う人材の育成は喫緊の課題となることが想定されるため、これから益々人材難が深刻になってくることが想像されます。

化学物質のリスク評価が体系的に実施されはじめたのは、第2期科学技術基本計画の重要政策の一つとして、化学物質のリスク評価技術が位置づけられたことがきっかけであったと思います。具体的には、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から化学物質のリスク評価研究開発を受託した独立行政法人産業技術総合研

究所が中心となって、財団法人化学物質評価研究機構及びNITEが参画し平成13年度から6年間かけて、「化学物質のリスク評価及びリスク評価手法の開発」プロジェクトが実施されました。この成果として、150物質の初期リスク評価(簡易評価)と27物質の詳細リスク評価が行われ報告書として公表されました。当時の研究開発成果としては、革新的な材料の試作品や高効率な省エネパイロットプラントの開発など、成果は物として確認できることが一般的であったため、リスク評価書という報告書が成果物であることに関係者の一部には当初戸惑いがあったと記憶しています。このように、同プロジェクトは新しい研究開発のスタイルを開拓するとともに、研究開発を通して人材を育成し、また、報告書として次世代人材の育成に貢献するなど、人材育成の面で多くの成果がありました。

NITEにおいては、当時の研究開発に携わった職員が中心となってリスク評価方法の検討や人材育成を牽引しつつ、専門性を身につけた職員が内部の人材育成を実践し、確実にレベルアップが図られています。また、企業の第一線を退かれ再就職された職員のノウハウがプロパー職員に伝えられていることも、人材育成の観点から大きな成果であったと思っています。

この結果、改正化学物質審査規制法の施行に必要なリスク評価手法の検討に参画するとともに、リスク評価を 実施する専門組織へと成長しました。

しかしながら、我が国における化学物質のリスク評価の取組は緒についたばかりです。今後、無機化合物や金属化合物などに対応するため、これまでに整備されたリスク評価手法に加えて、新たな評価手法を追加する必要があると考えています。このため、これまで以上に関係者の皆様との連携を密接にしていくための方策について検討して参りたいと考えています。これからも化学物質管理センターは、化学物質審査規制法等法律の施行支援については盤石な体制をもって対応するとともに、化学物質のリスクを評価し管理された環境で化学物質を使用する社会を目指し、国民の生活の質の向上に努力して参りたいと考えています。

特集・1



NITE化学物質管理センターの国際的な取り組み



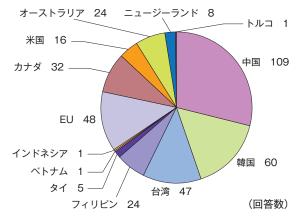
アジア諸国の化学物質管理に関する調査と当センターの国際貢献

化学物質管理センター 情報業務課

1. はじめに

サプライチェーンの広がりと、輸出や生産拠点の海外 進出に伴うコンプライアンスの観点から、わが国の産業 界では、アジア諸国の規制情報に関する情報へのニーズ が高まっています。図表1は、当センターの調査結果で すが、中国をはじめ、アジア諸国の規制情報への強いニ ーズが存在することが伺えます。

そのような背景をもとに、当センターは平成22年度に アジア15ヵ国(東アジア、東南アジア、インド)の化学 物質管理制度の調査を実施いたしました。



図表 1 事業者が求める化学物質管理に関する情報 (平成22年度NITE調査結果)

2. 調査結果の概要

調査は以下のポイントに着目して行いました。

- ①規制対象物質選定の基準 (ハザードベースかリスクベースか)
- ②新規化学物質と既存化学物質の取り扱い
- ③リスク評価の導入状況

調査対象国は、東アジア、東南アジア、インドの15ヵ国であり、カンボジア、ラオス、ミャンマー、モンゴルを除く11カ国で化学物質管理に関する法制度などが整備されていることを把握しました。

アジア諸国の化学物質管理制度はハザード管理が主体であり、リスク管理に着目した化学物質管理制度も制定されつつありますが、国情により内容は多彩です。

韓国、中国、台湾等の東アジア諸国は新規化学物質審査や既存化学物質の登録、リスク評価の導入、GHSなど、広範囲にわたる包括的な化学物質制度が構築されつつあり、2010年以降、K-REACH、SMART-REACHなどReach型の化学物質登録制度の構築、整

備に関する情報も伝えられています。

東南アジアの多くの国では、輸出入や労働安全などの対象毎に個別法が制定されており、リスク評価や新規化学物質の審査に着目した包括的な化学物質管理制度の構築を目指す動き(インドネシア、ベトナムなど)も見られますが、制度的な運用は途上にあると言ってよい状況です。また、GHSの導入など、具体的な効果が見られる制度への関心が高い傾向があります。

インドでは、急激な工業化が進みつつあり、化学物質管理制度への関心の高まりも見られますが、典型的な公害問題がまだ解決されておらず、化学物質管理制度は未整備といってよい状況です。



図表2 調査対象国

3. アジアの化学物質管理と当センターの取り 組み

平成22年度に、わが国は日・ASEAN大臣会合において、アジア標準の化学物質管理制度の構築を目指す、アジアンサスティナブルケミカルセイフティプランを提案しています。その一環として、日アセアン経済産業協力委員会(AMEICC)の化学産業グループ(WCGI)がこの7月、インドネシア、バリで開催されました。

その共同声明では、WSSD目標の実現に向け、日、ASEANで化学物質管理の調和を図ることが重要であることが強調され、ERIA(東アジア・アセアン経済研究センター)が行った東アジアの化学物質管理に関する経済性評価の結果を共有し、共通のデータベースを運用するデータセンターの設立を議論することが提案されています。

当センターはその活動に積極的に参画し、化学物質総合情報提供システム(CHRIP)のそのデータベースへの参加や構築への協力などアジアにおける化学物質管理に関する情報の共有化に協力していきます。

特集・2

化学物質管理制度における新たな取組について



化学物質審査規制法における平成22年度スクリーニング評価結果

化学物質管理センター リスク評価課

はじめに

NITE化学物質管理センターは、経済産業省、厚生労働省、環境省とともに「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、「化審法」という。)」のスクリーニング評価を実施しています。本号では、昨年度実施されたスクリーニング評価の結果を解説します。

なお、この解説は、今年度の6月と7月に東京と大阪で開催された「NITE化学物質管理センター 成果発表会2011」でもご紹介させていただきました。また、スクリーニング評価の手法については、前号(No.13)の特集をご参照ください。

1. 評価の流れ

● スクリーニング評価の対象

・対象となった化学物質

平成22年4月1日までに公示された第二種監視化学物質(以下、「旧二監」という。) (1,070物質)及び第三種監視化学物質(以下、「旧三監」という。) (276物質)が対象となりました。

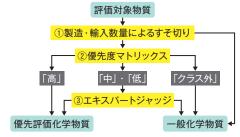
・評価の対象 (人健康・生態)

旧二監については、人健康、旧三監については生態を対象にスクリーニング評価を実施しました。スクリーニング評価は、原則、人健康、生態の双方のリスクの観点からそれぞれ独立に評価が実施されることになっていますが、今回は例外的に片方のリスクのみを評価することが審議会及びパブリックコメントを経て、決定されました。

・評価された化学物質の単位

化学物質が規制等によって管理される単位は、まちまちです。昨年度のスクリーニング評価は、旧二監又は旧三監に指定された際の物質単位で実施されました。なお、スクリーニング評価は、原則、CAS番号単位で実施されることになっています。

● スクリーニング評価の流れ



図表 1 化審法におけるスクリーニング評価の流れ

スクリーニング評価は、図表1に示す評価の流れで実

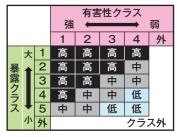
施されました。まず、図表1の①によって、平成21年度の製造・輸入数量の全国合計値が10トン以下又は製造・輸入されていない物質が優先評価化学物質相当ではないとされました。

続いて、②優先度マトリックス、③エキスパートジャッジと続くことになりますが、②、③につきましては次章以降に述べます。

● 優先度マトリックスによる評価

・優先度マトリックスとは

優先度マトリックス(図表2)を用いた評価の手法に ついては、前号で詳細に解説されているため、そちらを ご参照ください。



図表2 優先度マトリックス

また、優先度マトリックスによる評価対象物質は、旧二監が447、旧三監が166物質でした。

・有害性クラス付けに用いられた情報

有害性の評価(有害性クラス付け:図表2横軸)には、化審法で旧二監及び旧三監指定された際にその根拠となった情報がそれぞれ用いられました。旧二監(人健康)については、一般毒性、生殖発生毒性、変異原性、発がん性に関する情報が、旧三監(生態)については、藻類、ミジンコ類、魚類の生態毒性に関する情報が用いられました。また、一部、化審法に基づき事業者から指定後に提供された情報や国によって今回追加収集された情報(生態のみ)も用いられました。

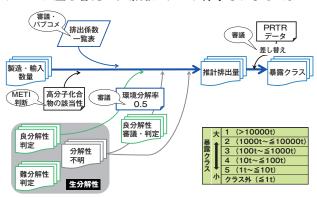
また、根拠情報の中で一部については、情報を見直し、 今回に限って、スクリーニング評価の対象から外された物質も ありました(例えば、気道感作性が指定根拠であった物質)。

・暴露クラス付けに用いられた情報

暴露の評価(暴露クラス付け:図表2縦軸)には、2種類の情報が用いられました。1つは化審法に基づき製造・輸入事業者から昨年度6月末までに届出がされた平成21年度実績の製造・輸入数量、都道府県別詳細用途別出荷数量の情報であり、もう1つは旧二監、旧三監の生分解性に関する情報です。

図表3に示しましたように、前者の情報に、「スクリーニング評価用排出係数」を乗じて全国総排出量が推計されました。さらに、後者の情報で国によって「良分解性」判定とされている化学物質に環境での分解を考慮した値0.5が水域への排出量に乗じられました。その結果、得られた総量をオーダー単位(100トン~1,000トン以下など)に区分し、暴露クラスが付与されました。

なお、次章のエキスパートジャッジのところで後述しますが、一部の化学物質については、PRTR届出排出量データに差し替えて、暴露クラスが付与されました。



図表3 暴露クラス付けの流れ

・優先度

旧二監、旧三監それぞれの物質は、得られた有害性クラス、暴露クラスに基づき図表2の優先度マトリックスを用いて、優先度「高」、「中」、「低」、「クラス外」に分けられました。

結果は、図表4に示したとおり、優先評価化学物質相当とされる優先度「高」には、旧二監で52物質、旧三監で20物質が該当しました。

ヒト健康(旧二監)	生態(旧三監)
<u>52</u>	<u>20</u>
107	34
38	0
250	111
-	1
447物質	166物質
	52 107 38 250

図表4 優先度マトリックスによる評価結果

エキスパートジャッジ(専門家による精査)

公表されている「スクリーニング評価の基本的な考え 方」において、「(優先度が)「中」、「低」区分についても、必要に応じて優先度の高いものから順に、3省の審議会において専門家による詳細評価を行うこととする。その結果「中」に分類されるものでも、当該詳細評価を踏まえ3省の審議会において必要性が認められれば、優先評価化学物質に選定する。」との記載があります(括弧書き及び下線は著者追記)。本章は、この記載に該当する部分の解説です。化審法所管3省は、審議会において、この評価のことを「エキスパートジャッジ」と呼んでいます。

なお、エキスパートジャッジに関する1月21日の審議 会資料においては、「今回の」という枕詞があり、さら に変更される可能性が示唆されています。

・有害性に関するエキスパートジャッジ

有害性については、図表5の左側に示しましたよう

に、人健康において、4つの観点から、また生態において1つの観点から検討され、人健康については、(ア)発がん物質として、閾値のあることが知られていないなど、慎重な検討が必要との観点から14物質が抽出され、また(イ)有害性評価値が非常に低い物質という観点から、8物質が抽出され、計21物質がエキスパートジャッジの対象となりました。なお、生態の観点からは対象となる化学物質はありませんでした。



図表5 エキスパートジャッジの種類

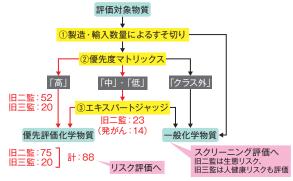
・暴露に関するエキスパートジャッジ

暴露については、図表5の右側に示しましたように、PRTRデータ(排出量)と環境モニタリングデータ(環境中濃度)の2つの観点が示されました。前者は、PRTR届出排出量データで差し替えた際の暴露クラスによって、優先度が「中」「低」から「高」に変わる化学物質が精査され、2物質が該当し、エキスパートジャッジの対象となりました。なお、環境モニタリングデータについては、リスク評価手法の検討後に検討するとし、検討されませんでした。

結果として、エキスパートジャッジによって、優先度「中」であった23物質が優先評価化学物質相当とされました。

2. 評価結果のまとめ

昨年度の評価結果のまとめを図表6に示しました。



図表6 昨年度のスクリーニング評価結果のまとめ

審議の結果を受け、平成23年4月1日に計88物質が優先評価化学物質として公示されました。これらは今年度リスク評価にかけられることになります。

3. おわりに

上記のとおり、当センターは旧二監、旧三監のスクリーニング評価を実施しました。今年度は、その経験を踏まえ、すでに事業者からの製造・輸入数量等の届出の終えた一般化学物質、優先評価化学物質の評価に取り組んで参ります。

PRTR届出書新様式への二次元コードの導入

化学物質管理センター リスク管理課

はじめに

化管法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)では、一定の条件を超える事業者(事業所)は、特定化学物質の排出・移動量について、国への報告が義務付けられています。平成22年度は、約38,000の事業所が届出を行っています。

届出の方法は、

- ①インターネットを介して電子的に提出する「電子届出」
- ②CD-RやFDなどの磁気媒体に特定のファイル形式で 記録し提出する「磁気届出」
- ③届出様式に記入し紙媒体で提出する「書面届出」の3 種類があります。

届出から集計・公表までをスムーズに行うためには、電子届出の普及が不可欠です。NITEでは、書面で届出を行っている事業所に電子届出を採用するお願いのダイレクトメールを毎年送付したり、講演会で電子届出のメリットを説明するなど、これまでも電子届出率アップに努力してきました。その結果、国への届出では驚異的とも言えるほどその割合を順調に伸ばしてきたところですが、近年、電子届出率は約50%で頭打ちとなっていました。別途行った調査によると、社内セキュリティや決裁の関係で電子届出が不可能であったり、PCや担当者の交代時の手続きが煩雑と感じているなどの理由から電子届出に踏み切れないと言った回答も多く、これ以上の普及は望めないのが現状のようです。

そこで、電子届出と同様な効果が期待できる方策として、届出書様式への二次元コード(注)の付与アイデアを考え経済省・環境省に働き掛けを行い、その結果、平成22年の化管法施行規則改正の際に、書面届出の様式に二次元コード記載欄を設けることを実現し、PRTR届出作成支援プログラムの開発を行いました。

国への申請書や届出書に二次元コードが採用されたの は化管法が始めてであり、他の法令に基づく申請書や届 出書にも利用していただくことを期待して、同プログラ ムの普及にも努めています。

(注) 二次元コードとは、QRコードなどのように水平方向と垂直方向に 情報をもつコード方式の総称です。 (QRコードは(株) デンソー ウェーブの登録商標です。)

1. PRTR届出作成支援プログラムの特徴

● 基本機能

・届出書の構成に合わせた入力画面

届出書の項目構成に合わせた入力画面となっており、 ワープロソフトや表計算ソフトで入力するのと同様の操 作感覚で届出書が作成できます。

・印刷時に文字サイズやレイアウトを自動調整

届出書を印刷する際、文字サイズを自動調整する機能が備わっており、書面届出で使用されるワープロファイルの様に面倒な文字サイズ調整やレイアウト変更などが必要ありません。

・プルダウン選択式による簡単入力

物質名称、公共用水域への排出先の河川・湖沼・海域等名称、届出先などの項目は選択方式を採用し、誰でも簡単に入力できるうえ、記載ミスの防止にも役立ちます。

・記入内容のチェック機能

必須項目の未記入、有効数字の桁合わせ、「届出先と 業種」や「郵便番号と住所」の不一致などのチェック機 能が備わっており、確認作業の負担軽減を図っていま す。

・変更届出書や次年度の届出書の容易な作成

作成した届出書はファイルとして保存することが可能 です。

後日これをもとに必要な部分を変更するだけで、変更 届出書の作成や次年度の届出書が簡単に作成できます。

● 施行令改正に伴う親切機能

- ・選択方式の採用による負荷軽減
- ①下水道への移動先の下水道終末処理施設名の項目は、 プルダウンの選択方式を採用しています。
- ②廃棄物として事務所外へ移動する際の廃棄物の処理方法と廃棄物の種類は、チェックボックスの選択方式を 採用しています。

・二次元コード印刷機能を装備

届出書を作成する際、入力した届出内容のみが二次元 コード化され、届出書の下端に自動的に印刷されます。

● 届出書作成を支援する親切機能

複数事業所管理機能を装備

1人の担当者が複数の事業所の届出書の作成を行っている事業者用に、複数事業所を管理する機能が備わっており、届出書作成の負担軽減を図っています。

● 燃料小売業用排出量算出機能

全届出の約半数を占める燃料小売業を営む事業者用 に、燃料の受入量/給油量を入力するだけで大気への排 出量を計算する機能が備わっており、簡単に届出書を作 成できます。

2. PRTR届出作成支援プログラムを利用する ことによる効果

● 届出・受付における負担の軽減

書面届出においては、必須項目の記入漏れ、番号と名称の不一致などにより、届出内容の照会や変更届出などが発生しています。PRTR届出作成支援プログラムではファイル出力や印刷の段階でチェック機能がはたらき、上記ケアレスミスを発見できます。このことにより届出内容の照会や変更届出の提出などの件数が減ることになり、事業者、自治体、事業所管大臣の事務処理に係る労力の低減を図っています。

● コスト削減・信頼性の向上

書面による届出書は、電子届出などで提出された届出と合わせて記録、集計するために電子化を行っています。従来の電子化は、キー入力により行っていましたが、今回書面届出書に付加された二次元コードをPRTR届出作成支援プログラムと同時に開発した専用プログラムで読み込こむことにより、入力データを瞬時に復号化することができます。これにより、コスト削減、電子化

作業時間の短縮を図り、事務処理の効率及び正確性の向 上を実現しています。

3. PRTR届出作成支援プログラム普及への取組

PRTR届出作成支援プログラムは、政省令改正の周知を行うダイレクトメールと一緒に、化管法制定後届出をしたことのある約3万の全事業者又は事業所にCD-Rを配布しました。インストールプログラムと操作マニュアルはNITEのホームページからもダウンロードできます。

http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/shien.html

また、PRTR届出作成支援プログラムのインストールや操作方法で不明な点がある場合、気軽に電話やメールなどで質問ができるよう問い合わせ窓口を設けています。

PRTRプログラムサポート:

03-5738-5482 (平日9:00 - 12:15、13:15 - 17:30) **prtr_td@nite.go.jp**

☑PRTR-S02 届出書作成(個別事業所) ___X 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 ? 排出把握年度 2010 年度 メニューハ ァイルを読込みます。 届出書と同じレイアウトで -届出用XMLファイル イメージしやすい入力画面。 様式第1 (第5条関係) 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書 経済産業大臣(神奈川県知事) 殿 〒100 0013 平成23年 4月 1日 届出書/様式 届出書/別紙 | 提出日 2011年 4月 1日 🕶 届出先 経済産業大臣 ■ 殿【必須】 だいのようとりに取りやくしゃちょう かんきょう たらう 代表取締役代表 環境 太郎 (法人):あっては名称及(代表者の氏名) 提出先神奈川県知事 ▼ 殿【必須】 届出者 品におおだいいちこうじょう けいかい) 藤沢第 1場 経済 - 郎 (代理人にあって11役職及び氏名) 〒 100 - 0013 〒⇒住所 (1) とうきょうと ちょだ 量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により。 (ふりがな) 都道府県 市区町村 東京都 住所 かあすみがせき1-1-事業者の名称 霞ヶ関株 町域名 前回の層出における名件 (ふりがな) (ふりがな) かすみがせきかぶしきがいしゃ 前田の単出における名称 第一工編 氏名(法人にあっては名称) 霞ヶ関株式会社 事業所の所在地 (4955年) だいひょうとりしまりやくしゃちょう (ふりがな) (法人にあっては代表者の役職) 代表取締役社長 かんきょう たろう (法人にあっては代表者の氏名) 環境 太郎 この二次元コードの 中に届出に関する情 版すること。 いる事象が属する業種の欄には、当該事業所における主 、次欄以降にその他の業種を記載すること。 該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡 報が含まれていま

PRTR届出作成支援プログラム 入力画面

PRTR届出作成支援プログラム 印刷例

[NITE化学物質管理センターからのお知らせ]

欧州化学品庁との協力文書 (Statement of Intent) への署名をしました

URL:http://www.safe.nite.go.jp/kanren/pdf/echa_statement_of_intent.pdf

平成23年6月15日付けでNITEは、日本の化学物質管理の関係政府機関と欧州化学品庁(European Chemicals Agency: ECHA) との協力関係を推進するために、協力文書(Statement of Intent) に署名をしました。

我が国と欧州の共通である、人の健康又は環境への影響のおそれがある化学物質による汚染防止を実現するために、情報交換、意見交換、技術協力の推進を目指します。

具体的な項目には、①化学物質管理制度に関する情報交換、②構造活性相関(QSAR)の技術協力、③リスク評価手法に関する情報交換及びデータの共有などが含まれます。

本文書により、今後の協力関係の促進が期待されます。

●署名者

欧州側:欧州化学品庁事務局長

日本側:経済産業省製造産業局化学物質管理課長 厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長 環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課長 NITE化学物質管理センター所長



左から2番目がNITE化学物質管理センター辻所長(当時)

NITE化学物質管理センター成果発表会 2011を開催しました

プログラム及び講演資料 http://www.safe.nite.go.jp/seika2011/seika2011_repo.html

平成23年6月15日(水)に東京会場、7月22日(金)に大阪会場で「NITE化学物質管理センター成果発表会 2011」を開催し、東京会場366名、大阪会場206名の計572名の方々にご参加をいただきました。

講演会場では、経済産業省製造産業局化学物質管理課の基調講演、産業技術総合研究所安全科学研究部門の蒲生研究グループ長及び大阪大学大学院工学研究科の東海教授に特別講演をいただきました。

当センター職員からも3テーマの発表を行い、特に「アジアの化学物質管理制度」及び「リスク評価」に関するテーマについて、高い評価をいただきました。

ポスターセッションでは、リスク評価等の手法やデータベース、リスクコミュニケーションツールの紹介など7テーマについて展示を行い、来場された方々と個別業務について直接意見交換を行うことができました。

ミニセミナー(東京会場のみ)では、当センターが情報提供しているCHRIP及びカテゴリーアプローチについて、どのように活用するのか等を含め、具体的な内容についてそれぞれ15分ずつ実施しました。各回とも70名の定員に対し満席とな

り、次回も開催して欲しいとの要望が数多く寄せられました。

また、大阪会場の来場者からは、関西方面で今後も発表会やセミナーなどの場を設け、化学物質管理に関する情報提供をして欲しい旨の要望を多数いただきました。

今後も、皆様からお寄せいただいたご意見等を参考に、必要とされる情報をより分かりやすくご提供できるよう努めてまいります。





ritional Institute Rehandingy of devolution

第 14 号

Chemical Management Field 発行日 2011年 10月 31日

^{発行者} 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2 丁目 49 番 10 号

TEL: 03-3481-1977 FAX: 03-3481-2900

e-mail: safe@nite.go.jp

URL: http://www.safe.nite.go.jp



